

外第147号
令和6年2月21日

外国人雇用企業 各位

岐阜県清流の国推進部
外国人活躍・共生社会推進課長

令和6年度「岐阜県多文化共生推進補助金（「やさしい日本語」普及啓発支援事業）」の募集について

向春の候、貴殿におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

県では、外国人の増加・多国籍化に伴い、外国人からの相談への多言語対応が困難になっていることから、外国人を受け容れる日本人側の意識変容を促し、結果として、地域社会の活性化に繋げることを目的に、「やさしい日本語」の普及啓発に取り組んでおり、令和5年12月12日付事務連絡にて概要案をお示ししたとおり、企業における「やさしい日本語」の普及啓発を支援します。

つきましては、標記補助金に係る事業実施を要望される場合は、別添募集要項・補助金交付要綱（案）をご確認いただき、岐阜県多文化共生推進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、関係書類をご提出願います。

また、事業の実施方法等についてご不明な点などがある場合には、要望書提出に先立ち、県地域日本語教育コーディネーター等による事前相談（ヒアリング）を行うことも可能です。

なお、本件は、本補助金に係る令和6年度予算が成立することを前提としていますので、予めご承知おき願います。

1 募集対象事業

岐阜県多文化共生推進補助金要綱別表1第9号（「やさしい日本語」普及啓発支援事業）

2 提出書類

以下の書類を作成し、ご提出ください。

- ① 要望書
- ② 事業計画書（要綱別記第2号様式の4）
- ③ 収支予算書（要綱別記第2号様式の4の別添）
- ④ 予算抄本
- ⑤ 積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）
- ⑥ 県内に事業所を有することが分かるパンフレット等

3 提出方法

提出書類一式について、電子メールにて提出願います。

※本要望書の提出にあたり、押印の必要はありません。

4 募集期間

令和6年3月1日（金）から令和6年4月12日（金）

5 スケジュール（予定）

- ・～4/12 要望調査
- ・4月中 内示
- ・5/1～ 交付申請書類の提出
- ・5月中 交付決定

6 その他

- ・募集要項、岐阜県多文化共生推進補助金交付要綱（案）を十分確認し、要望願います。
- ・要望のあった事業について、現地調査（ヒアリング）等を行う場合があります。
- ・要望後は、要綱第4条第2項に基づき、補助対象事業を選定し、内示します。内示を受けた事業については、要綱第5条第1項に基づき、補助金の交付を申請してください。

岐阜県 清流の国推進部			
外国人活躍・共生社会推進課 多文化共生係			
係長	水野	担当者	山田
〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1			
電話	058-272-1483		
F A X	058-278-2562		